

第一日

平成二十一年五月二十九日

開会 午前十時

【開会前に人事異動による説明員の自己紹介】

議長（齋藤恵一君）

ただ今の出席議員数は、十八名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から平成二十一年第一回藤崎町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第一百五十五条の規定により会議録署名者は、

十一番 横山 憲一君

十二番 横山 哲英君

十三番 野呂 日出男君を指名いたします。

日程第二、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしま

したので、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長。

[ 議会運営委員長 横山哲英君 登壇 ]

議会運営委員長（横山哲英君）

議会運営委員会より、ご報告申し上げます。議会運営委員会で審議した結果を、ご報告いたします。去る五月二十七日、午前十時から小会議室において地方自治法第百九条の二第四項第一号の所管事務調査をするため、議会運営委員会を開催し平成二十一年第一回藤崎町議会臨時会の会期及び日程について各委員の意見を十分尊重のうえ、慎重に審議をいたしましたところ、会期は本日一日とし会期日程については、お手元に配布しております日程表のとおり、開会・会議録署名者指名・会期の決定・諸般の報告・行政報告・町長提案理由説明・議案審議・採決・閉会、以上のように、議会運営委員会で決定いたしましたことをご報告申し上げます。

議長（齋藤恵一君）

お諮りいたします。

ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、会期は本日一日とし、お手元に配布しております日程表のとおりにしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日一日とし、お手元に配布してあります日程表のとおり決定をいたしました。

日程第三、諸般の報告を行います。議案等の受理事項については、朗読を省略し、お手元に配布しております印刷物により、ご了承願います。

議長（齋藤恵一君）

日程第四、行政報告を行います。

伊藤正樹教育長

[ 教育長 伊藤正樹君 登壇 ]

教育長（伊藤正樹君）

（行政報告 別紙のとおり）

議長（齋藤恵一君）

これで行政報告を終わります。

十四番（浅利直志君）

議長。緊急質問をお許してください。

議長（齋藤恵一君）

浅利君。

十四番（浅利直志君）

緊急質問ということでお許し願いたいものだと思っております。いずれにしても大変不幸で残念な結果になったということについて、心から私ども自身もお悔やみ申し上げたいと思っております。ただ、事実関係についてだけ一つ二つお伺いして、はっきりさせておいた方がいいのではないかと思っておりますけれど。一つはですね、今の教育長の報告では、下級生が頭を打ちましたというふうに報告されておりますけれども、畳に頭を打ったのか、それともいわゆる板の部分といたしますか、そういう部分に頭を打ったのか、その事実としてはどういうふうになっていらっしゃるのかということが第一点でございます。もう一つはですね、報道などによりまして、乱取り最中で、指導上の大きな問題は無かったということですが、一年生と三年生のそれぞれの体重差といたしますか、事実としてはどれくらいの、三十キロと六十キロの人がやったのか、乱取りをしたのか。体重差といたしますか、実態的にはどういうことであったのか。この二点についてお伺いしたいと思っております。

議長（齋藤恵一君）

教育長。

教育長（伊藤正樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど私が、頭を打つたと申し上げました。その頭を打つた場所ですが、

畳の上と聞いております。それから二番目。体重差の問題ですが、上級生が何十キロ、下級生が何十キロという報告はまだ聞いておりませんので、この後確かめていきたいというふうに思っています。  
以上です。

議長（齋藤恵一君）

これで行政報告を終わります。

日程第五、報告第二号から報告第七号まで、及び議案第二十六号から議案第二十九号までを一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 小田桐智高君 登壇]

町長（小田桐智高君）

本臨時会の提案理由を説明する前に、行政報告で伊藤教育長から報告のありました、今回の不慮の事故に関しまして、私からも一言、哀悼の意を申し述べたいと存じます。

去る五月二十三日、土曜日の正午前、中体連柔道競技で上位入賞を目指すため、中学校入学以来、一生懸命に稽古に打ち込んでこられた、藤崎中学校一年生の生徒が柔道の稽古中、不慮の事故によりまして、意識不明の状態になり、搬送先の病院関係者の懸命なる回復治療、ご家族、ご親族、柔道部員そして学校関係者の願いも通じず、二十七日の朝に帰らぬ人となり

ました。今回のご逝去にあたり、謹んでお悔やみを申し上げるとともに、ご家族の皆様方が今後力を合わせて、力強く生活されますよう心よりお祈りいたします。

それでは、提案理由を述べさせていただきます。

（提案理由の説明 別紙のとおり）

議長（齋藤恵一君）

日程第六、報告第二号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
平成二十年度藤崎町一般会計補正予算（第七回）を議題といたします。  
これから質疑を行います。

浅利君。

十四番（浅利直志君）

六ページの繰越明許費補正のところをごらんいただきたいんですけども。そこの変更のところのですね、総務管理費で土地利用計画見直し業務委託料が九百二十四万円ほどからですね、補正後の金額が一千五百二十万円ほどになったということなんですけれども、これはどういうふうな内容で委託料が増えたのでしょうか。委託の内容が増えてないけれども実際的に執行できなかったから増えたのか。その点について、お聞きしたいと思います。

議長（齋藤恵一君）

財政課長。

財政課長（新谷義昭君）

お答えいたします。

今ご質問のありました土地利用計画見直し業務委託料につきましては、当初、平成二十年度の第一次補正の地域活性化緊急安心実現総合対策交付金ということで一千五百二十三万一千円を予算化したものでございまして、当初の計画におきましては、平成二十年度で四十パーセントほどの出来高を見込んだもので、繰越額を決定しておりました。ただ、この内容につきましては、三月二十六日に契約されておりました、一千五百二十万八千二百円で契約されております。その時点で、平成二十年度の出来高が見込めないということで、契約額全体を二十一年度へ繰り越すということで、今回補正前の金額九百二十四万七千円から全体額の事業費一千五百二十万九千円を繰越額ということで変更させていただいたものでございます。

以上です。

議長（齋藤恵一君）

ほかにありませんか。

浅利君。

十四番（浅利直志君）

そうしますと事業規模そのものは変わりはないけれども、という説明に受

け止めたのですけれど、執行が具体的には繰越明許で二十一年度にやるという。土地利用計画そのものは、都市計画の整備、あるいは農振地域の整備、計画の変更だとかそういうことも含まれた事業なのでしょうか。その事業内容について少しばかり説明していただきたいと思います。

議長（齋藤恵一君）

企画課長。

企画課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

今回の土地利用計画見直し計画につきましても、業務の中身といたしまして、国土利用計画の見直し業務、それから都市計画マスタープランの見直し業務、農業振興地域整備計画の見直し業務、この三計画について見直し策定をするというものでございます。

議長（齋藤恵一君）

ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから報告第二号を採決いたします。



本報告はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ( 齋藤恵一君 )

異議なしと認めます。

よって、報告第二号は承認することに決定いたしました。

議長 ( 齋藤恵一君 )

日程第七、報告第三号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
平成二十年度藤崎町国民健康保険(事業勘定)特別会計補正予算(第五回)  
を議題といたします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから報告第三号を採決いたします。

本報告はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ( 齋藤恵一君 )

異議なしと認めます。

よって、報告第三号は承認することに決定いたしました。

議長（齋藤恵一君）

日程第八、報告第四号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
平成二十年度藤崎町老人保健特別会計補正予算（第四回）を議題といたします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから報告第四号を採決いたします。

本報告はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。

よって、報告第四号は承認することに決定いたしました。

議長（齋藤恵一君）

日程第九、報告第五号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
藤崎町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから報告第五号を採決いたします。

本報告はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (齋藤恵一君)

異議なしと認めます。

よって、報告第五号は承認することに決定いたしました。

議長 (齋藤恵一君)

日程第十、報告第六号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
藤崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから報告第六号を採決いたします。

本報告はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ( 齋藤 恵一君 )

異議なしと認めます。

よって、報告第六号は承認することに決定いたしました。

議長 ( 齋藤 恵一君 )

日程第十一、報告第七号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
藤崎町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別  
措置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

浅利君。

十四番 ( 浅利 直志君 )

本専決処分についてはですね、企業立地の促進あるいは産業集積を図りやす  
いようにするという趣旨で、親法が変わったことによって変わったと思

うんですけれども、いわゆるこの中でいっている藤崎町承認企業立地計画に従って設置される施設というふうに表記されているんですけれども、これは従来と何か誘致企業に従来認めていたものと何か違いがあるのか。承認企業立地計画に従って設置される施設というようなことは、どういうふうな内容なのか。従来と違いがあるのかどうか。そのへんについてお聞きしたいと思います。

議長（齋藤恵一君）

企画課長。

企画課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

町承認企業立地計画につきましては、藤崎町に企業立地をしたいという企業が町にその立地計画の届出をして、それに基づいて計画的に企業が立地された場合にこの条例で定める優遇措置を講じる、というふうな内容になっております。従来からの工場、正式な名称を思い出せませんが、従来からの工場奨励のための措置とはまた別に定められているものでございます。立地計画の届出をするかしないか、そのへんのところで、これまでの優遇措置になるのか、この条例で定める措置を適用していくのかというふうな違いが出てくるようになっております。

議長（齋藤恵一君）

浅利君。

十四番（浅利直志君）

今後の運用にあるんでしょうけれども、例えば町内に、私の住んでいる久井名館なら久井名館というところの企業が、新たに藤崎の本町のほうに出たいとか、そういうふうなことをした場合、届出をすればそういう優遇措置を受ける対象に、業種に係わらずなるというふうに理解してよろしいんですか。そのへんはどうでしょう。

議長（齋藤恵一君）

企画課長。

企画課長（小杉利彦君）

申し訳ございませんけど、細かい資料を私、持ち合わせていないんですが、現在ある企業が、また新たに町内の別な場所に事業の拡大といいますか、そういう形での立地をするという場合でも、所定の要件にあった規模がございませうけれども、その規模という条件を満たせばここでいう条例による優遇措置が受けられる、というふうになっております。

議長（齋藤恵一君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから報告第七号を採決いたします。

本報告はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ( 齋藤 恵一君 )

異議なしと認めます。

よって、報告第七号は承認することに決定いたしました。

議長 ( 齋藤 恵一君 )

日程第十二、議案第二十六号 藤崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。

浅利君。

十四番 ( 浅利 直志君 )

まず経過についてお伺いいたします。今回の青森県人事委員会の勧告、その前には国家公務員を含めた人事院の勧告があったのですけれども、これはですね通常八月に勧告が出され、それに基づいてやっているわけですが、今回の勧告は従来のやりかたから見れば異例中の異例だと思っておりますけれども、人事院勧告がいつ出されて、青森県人事委員会勧告がいつ出されて、しかもその内容は、主なる内容はどういうものなのかとい

うことについてお聞きしたいし、説明願いたいと思います。

議長（齋藤恵一君）

総務課長。

総務課長（三上治君）

今回の条例改正でございますが、通常は浅利議員がおっしゃるような八月が国の方の人事院勧告でございます。ただ、去年の十月の金融不安等から経済情勢が一変しまして、民間における春の賃金改定等においても、一時金ボーナスについて大幅な落ち込みが見られるということから国においては臨時の調査、全国で二千七百社を調査しまして、それに基づきまして五月一日、期末手当、勤勉手当を合わせまして〇・二ヶ月分の減額ということをして人事院勧告でやっております。それを受けまして青森県人事委員会ではこの国の暫定的な勧告を尊重しまして、国と同様、期末手当と勤勉手当を合わせまして〇・二ヶ月分の減額ということになっております。以上が、経過でございますが、それを受けまして藤崎町としましても、先般、五月二十一日に職員組合交渉を行いまして、特例の〇・二ヶ月分の減額ということを組合双方合意をしておりましたので、今回条例改正の提案となった次第でございます。

以上です。

議長（齋藤恵一君）



浅利君。

十四番（浅利直志君）

今五月二十一日に職員組合とも話をして了解も得ているんだというお話だったんですけれども、これによってですね、職員全体の、臨時暫定的な措置だというようなことなんですけれども、ある人に言わせれば、年末にがぼっと〇・五ヶ月も引かれるよりも、〇・二ヶ月に〇・三ヶ月といったほうがいいかもしれないというふうにはですね、親心なんだといっている人も中にはありますけれども、影響額というのはですね、一般職についてはどれくらいになるんでしょうか。それから最大、課長クラスでは、大体どれくらいの減額になるのかということについて、お聞きしたいと思います。

議長（齋藤恵一君）

総務課長。

総務課長（三上治君）

一般職につきましては、〇・二ヶ月分減額しますと、大体一千二百万円の減額でございます。ただ、影響が大きい職員については、十万円ほどでございます。それから、一番影響が少ない今年採用されました職員については、一万二千元程度でございます。

以上でございます。

議長（齋藤恵一君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから議案第二十六号を採決いたします。

議案第二十六号は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（齋藤恵一君）

異議がありますので、起立によって採決いたします。

本議案はこれを原案のとおり決することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（齋藤恵一君）

起立多数であります。

よって、議案第二十六号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第二十七号 藤崎町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。

浅利君。

十四番（浅利直志君）

この件については、私賛成なんですけれども、職員については、いわゆる民間に、結局民間の手当も最終的には決まってないんです。これからなんです。春の賃金改定というのは行われています。けれども、それを何でも右ならえという。どこかで歯止めをかけなければ、景気は上向かないということでもありますので、町民の気持ちも分かりますけれども職員については頑張って踏みとどまるべきだと思っております。異例の勧告はすべきで無いと思っております。そこで町長等の三役についても見込んでいるのですけれども、その分については、春には町長等については上げていますよね。また下げるという感じになるんですけれども。影響額はどれくらいだと試算なさっているのでしょうか。

議長（齋藤恵一君）

総務課長。

総務課長（三上治君）

特別職、教育長も含めての特別職については、影響額については、四十三万円程度でございます。ただ、町長はじめ四役につきましては、給料でも今年四月一日から十パーセント年間を通して減額ということですから、町長等は年額で八十六万円程度の減額でございますが、これと今の期末手当の減額等をあわせますと、町長等については百万円程度の影響があります。以上でございます。

議長（齋藤恵一君）

ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから議案第二十七号を採決いたします。

議案第二十七号は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。

よって、議案第二十七号は原案のとおり可決されました。

議長（齋藤恵一君）

日程第十四、議案第二十八号 藤崎町教育委員会教育長の給与等に関する  
条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから議案第二十八号を採決いたします。

議案第二十八号は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。

よって、議案第二十八号は原案のとおり可決されました。

議長（齋藤恵一君）

日程第十五、議案第二十九号 工事の請負契約の件を議題といたします。

これから質疑を行います。

浅利君。

十四番（浅利直志君）

まず第一番目ですけれども、入札に参加した業者がですね、南建設さん、吉川建設さん、高樋建設さん、株式会社三浦組さん、タナックス弘前支店というふうになっておるのですけれども、入札参加業者が多ければ良いという、一律の問題でもないんですけれども、五社になった選定基準といたしますか、選定理由といたしますか、そのへんはどのへんを基準にして五社になったんですか。なんか辞退した人でもあったんですか。

五社になった理由について明らかにしていただきたい。

議長（齋藤恵一君）

財政課長。

財政課長（新谷義昭君）

お答えいたします。

今回の病院の改修工事に関しましては、設計の中身を精査いたしましたところ、予定される請負額のうちの四千五百万円以上が、下請け工事の発生が見込まれるということから条件といたしまして、特定建設業の条件が出てまいりました。そこで町といたしましては、県等から出されております経営規模結果通知書、総合判定通知書の経営総合評点が六百五十点以上のものを選定したところでございます。これは、藤崎町等級審議会における建設業のA級判断となる基準値六百五十点を基準にいたしました。そこでその二つの基準をもとにいたしまして、最近の経済状況をかんがみまして地元藤崎町の業者さんにつきましては、A業者の中から、特定建設業の資格を有している二業者を指名業者といたしました。さらに広い意味での地元ということで、中弘南黒地区の評点六百五十点以上の建設業者約三十社ほどございましたけれども、その中から特定建設業の資格を有し、さらに過年度において、今回発注する工事内容と同等の工事をしております、実績を有している三社を指名いたしまして、五社としたもの

であります。また五社の理由といたしましては、藤崎町建設業者選定規程の第二条に従いまして、五社ということで指名業者を選定いたしました。

以上です。

議長（齋藤恵一君）

工藤君。

九番（工藤健一君）

浅利議員も質問したんですけれども、私だいぶ前にも聞いたことがあるんですけど、私ども当初議員をやった当時は、入札結果の金額等はいった書類も渡されたと思うんですけれども、前にお願ひした経緯もあるんですけれども。これは公表できないものですか。今インターネット等で見れるというのもあるんですけれども、それを、議員の中でもなかなかインターネットを見れない人もあるんだから、公表できないものかなと思ひまして。

議長（齋藤恵一君）

財政課長。

財政課長（新谷義昭君）

お答えいたします

ただいまのご質問でございますが、議案の三十三ページの方に入札状況ということで各指名業者さんの入札額を一覧で載せております。また全

ての入札の結果につきましては、町のホームページにおきまして、全ての入札額についても一般公表ということで、皆さんの方に公表しておるところでございます。

以上です。

議長（齋藤恵一君）

工藤君。

九番（工藤健一君）

失礼しました。有難うございました。

議長（齋藤恵一君）

浅利君。

十四番（浅利直志君）

評価点で六百五十点以上のA級で特定建設業の資格も有するものというようなことで、中弘南黒といますか、三十社ぐらいあるということでしたんですけれども、その中で、純粹に藤崎の業者というのは、これに該当するのは三浦組さんしか無かったということなんですか、それともなんか違うことで引っかけた対象にならなかったという意味なんですか。

議長（齋藤恵一君）

財政課長。

財政課長（新谷義昭君）



先ほど申しました中に藤崎地元業者の中からは二社というふうに申し上げたと思うんですけども、われわれの方で地元というふうに解釈しておりますのは、その一覧表に出ております株式会社三浦組さん、株式会社タナックス弘前支店さんということで解釈しております。

以上です。

議長（齋藤恵一君）

浅利君。

十四番（浅利直志君）

最後にいたします。実際今の経済不況の中でですね、ただ単にばらまけばいいということではないけれど、必要なあるいは、今までやれなかった単独的な公共事業もやって雇用の確保にもつなげるということが必要だと思っております。それで、県も公共事業のいわゆる前倒しといいますか、半分くらいまで前倒ししてやろうじゃないかというふうな取り組みもしているんですけども、直接この入札とは関係ないんですけども、その前倒しをどういうふうに行うか、ということと、もう一点これに直接関係するのはですね、工期が二十一年十二月二十五日までというふうになっております。診療をやりながら、弊害が無いようにやるために遅くなるんだと思いますが、もうちょっと早めにでかしてしまおうとかというふうな段取りはつけられないのかとい

うようなことについては、どういうふうには執行なさるつもりなんでしょうか。そのへんについてお聞きしたいと思います。

議長（齋藤恵一君）

財政課長。

財政課長（新谷義昭君）

ただいまのご質問の前段の方については私のほうから お答えさせていただきます。

国の方から現在経済対策ということで、緊急経済対策の臨時交付金、公共投資臨時交付金ということで、さまざまな施策が出ておりますけれども、公共投資等については県のほうでも、まだ詳細の方については把握しておりません。ただいま町のほうに交付されております臨時交付金については約二億九千万円ほどということで新聞の方にも報道されておりますけれども、その中身の実施事業につきましても、ただいま各課の方と協議いたしまして、必要性のあるもの、何が必要性があるのか、ということで協議をしている最中でございます。

以上です。

議長（齋藤恵一君）

福祉課長。

福祉課長（高木博君）

工期の件なんです、浅利議員がいったように、十二月二十五日という形にセッティングしたのは、平日は診療所を主体的にやってもらっているということで、休みの日を重点に工事をすること、工期を十二月二十五日までにしたということです。

議長（齋藤恵一君）

浅利君。

十四番（浅利直志君）

関連してですね、休みの日というのは土曜日曜ということですか、日曜祭日というか、そういう形なんですか。もうちょっと具体的に明らかにしていただきたい。

議長（齋藤恵一君）

福祉課長。

福祉課長（高木博君）

基本的に今回工事するのは、一階のみでございます。そのために平日は、患者の利用に不便をきたさないようになるべくは土曜日の午後、日曜日という閉館のときを重点的に工事を行うということで工期を延ばしたということでございます。

議長（齋藤恵一君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから議案第二十九号を採決いたします。

議案第二十九号は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ( 齋藤 恵一君 )

異議なしと認めます。

よって、議案第二十九号は原案のとおり可決されました。

これをもって、本臨時会の会議に付された事件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じます。

よって平成二十一年第一回藤崎町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前十一時十一分

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により、ここに署名する。

議 長 齋 藤 惠 一

署 名 議 員 横 山 憲 一

署 名 議 員 横 山 哲 英

署 名 議 員 野 呂 日 出 男